

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 9 号
件 名	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について
要 旨	<p>沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋立てのため、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの兵士、住民が命を奪われ、いまだに遺骨が埋もれている地域です。ボランティアたちによって遺骨発掘が続いていますが、沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採掘場の予定地となっています。</p> <p>戦没者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。戦後に、戦没者の御遺族の元に遺骨の代わりに届いた御霊石は、戦没地の土砂と言われています。その御霊石を埋立てに使うのは、国がさきに行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。</p> <p>南部地域の戦没者遺骨の特徴は、砲撃などによる破碎骨が多く、さらに 76 年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。</p> <p>沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める今回の要請は、基地建設の賛否を超えた問題であり、私たちが戦没者の尊厳をどう考えるのかという人道上の問題です。沖縄戦では、多くの住民が命を奪われ、亡くなった 7 万 7,458 名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。平和記念公園にある平和の礎には、1,235 名の新潟県出身者の名前も刻まれています。かつての激戦地だった沖縄南部の土には、いまだ故郷の家族の元に戻っていない新潟県民も眠っているのです。そのような土を埋立てに使ってはなりません。</p> <p>以上のような観点から、下記の事項について地方自治法第 99 条の規定による意見書を、国及び政府関係機関に提出されるよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和 3 年 9 月 10 日 総務常任委員会
受 理	令和 3 年 9 月 7 日 第 249 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないこと。</p> <p>1 住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。</p>
--	---